

(案)



造林事業請負契約書

- 1

事業名

造林事業（地拵作業外5）請負
- 2

履行場所

蕨ヶ野国有林16い林小班外
別冊、図面のとおり
- 3

事業内容

地拵作業69.05ha

改植地拵作業2.48ha

植付作業69.49ha

改植作業2.74ha

補植作業7.12ha

鹿ネット設置19,700m

(別紙、作業内訳書のとおり)
- 4

事業期間

契約締結日の翌日から

令和9年3月12日まで

(ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙、作業内訳書のとおり)
- 5

作業仕様

別冊、作業仕様書のとおり
- 6

請負金額

金〇,〇〇〇,〇〇〇円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金〇〇〇,〇〇〇円也)
- 7

選択条項

別冊約款中選択される条項は次のとおりである。

(選択されるものは○印、削除されるものは×印)

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、発注者が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第4項
○	部分払	事業期間中 2回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

8 支給材料及び貸与物件

品 名	品質規格	数 量	引渡予定場所	引渡予定月日
該当無し				

9 特約事項

- (1) 別紙、特約条件及び特記仕様書のとおり
- (2) 当該契約に係る技術提案については、別冊のとおり

上記の事業について、

発注者 分任支出負担行為担当官 宮崎森林管理署都城支署長 中村 雄二 と
 請負者 ○○○○○○○○ ○○○○○○ ○○○○
 は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び九州森林管理局長の定める国有林野事業造林事業請負契約約款及び造林事業請負標準仕様書によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 8年○○月○○日

発注者 住 所 宮崎県都城市立野町3655-1
 分任支出負担行為担当官
 宮崎森林管理署都城支署長 中村 雄二 印

請負者 住 所 ○○市○○
 ○○○○○○
 ○○○○○○ ○ ○ ○ ○

【注】請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

【例】 請負者 ○○共同事業体

代 表 者 ○○林業株式会社
 住 所 ○○市○○
 代表取締役 ○○ ○○ 印
 ○○林業株式会社
 住 所 ○○市○○
 代表取締役 ○○ ○○ 印
 ○○林業株式会社
 住 所 ○○市○○
 代表取締役 ○○ ○○ 印

作 業 内 訳 書(No.1)

作業種	林小班	作業区分 (下刈年次)	区域面積 (ha)	控除面積 (ha)	契約面積 (ha)	作業期間		使用材料		備考
						自	至	品名	数量	
地拵	16い①	組合せ	4.94	0.28	4.66	契約締結日の翌日	R9.3.12	—	—	
〃	16い②	〃	4.75	0.55	4.20	〃	〃	—	—	
〃	29け①	〃	1.24	0.10	1.14	〃	〃	—	—	
〃	29け②	〃	1.34	0.11	1.23	〃	〃	—	—	
〃	34お5	〃	1.80	0.31	1.49	〃	〃	—	—	
〃	34お6	〃	1.85	0.24	1.61	〃	〃	—	—	
〃	42に	〃	1.57	0.10	1.47	〃	〃	—	—	
〃	42に1	〃	1.16	0.14	1.02	〃	〃	—	—	
〃	42と	〃	1.00	0.09	0.91	〃	〃	—	—	
〃	76い1	〃	5.30	0.68	4.62	〃	〃	—	—	
〃	86よ	〃	1.14	0.23	0.91	〃	〃	—	—	
〃	105た	〃	4.34	0.56	3.78	〃	〃	—	—	
〃	107へ	〃	2.45	0.42	2.03	〃	〃	—	—	
〃	1100に①	〃	0.20		0.20	〃	〃	—	—	
〃	1100に②	〃	4.26	0.54	3.72	〃	〃	—	—	
〃	1100に③	〃	5.38	0.49	4.89	〃	〃	—	—	
〃	256い10	〃	4.51	0.70	3.81	〃	〃	—	—	
〃	2079に1	〃	2.11	0.13	1.98	〃	〃	—	—	
〃	2079れ	〃	1.59	0.09	1.50	〃	〃	—	—	
〃	2079れ1	〃	0.03		0.03	〃	〃	—	—	
〃	2079つ	〃	2.95	0.12	2.83	〃	〃	—	—	
〃	2099り	〃	2.57	0.08	2.49	〃	〃	—	—	
〃	2110ほ	〃	1.54	0.26	1.28	〃	〃	—	—	
〃	3020い1	〃	2.80	0.47	2.33	〃	〃	—	—	
〃	4064た	〃	4.06	0.50	3.56	〃	〃	—	—	
〃	4064そ	〃	5.25	0.40	4.85	〃	〃	—	—	
〃	4038た	〃	5.11	0.80	4.31	〃	〃	—	—	
〃	3053む	〃	2.40	0.20	2.20	〃	〃	—	—	
小 計			77.64	8.59	69.05					
改植地拵	2109わ	〃	2.48		2.48	〃	R9.3.12	—	—	
小 計			2.48	0.00	2.48					
合 計			80.12	8.59	71.53					

【留意事項】 1. 作業種、林小班、作業区分毎に記入すること。

2. 使用材料については、品名、数量を記番毎に記入すること。

3. 各作業毎の作業方法は、作業区分の欄に記入すること。

4. 備考に「目隠造林」と記載のある林小班においては、特記仕様書による目隠造林を実施する。

作 業 内 訳 書(No.2)

作業種	林小班	作業区分 (植栽方法)	区域面積 (ha)	控除面積 (ha)	契約面積 (ha)	作業期間		使用材料		備考
						自	至	品名	数量(本)	
植付	16い①	普通方形植	4.94	0.28	4.66	鹿ネット設置後	R9.3.12	スギ苗木	8,400	
"	16い②	"	4.75	0.55	4.20	"	"	"	8,100	
"	29け①	"	1.24	0.10	1.14	地拵完了後	"	"	2,150	
"	29け②	"	1.34	0.11	1.23	"	"	"	2,300	
"	34お5	"	1.80	0.31	1.49	"	"	"	3,100	
"	34お6	"	1.85	0.24	1.61	"	"	"	3,150	
"	42に	"	1.57	0.10	1.47	鹿ネット設置後	"	"	2,600	
"	42に1	"	1.16	0.14	1.02	"	"	"	1,800	
"	42と	"	1.00	0.09	0.91	"	"	"	1,600	
"	76い1	"	5.30	0.68	4.62	地拵完了後	"	"	8,500	
"	86よ	"	1.14	0.23	0.91	"	"	"	1,950	
"	105た	"	4.34	0.56	3.78	"	"	"	6,800	
"	107へ	"	2.45	0.42	2.03	"	"	"	3,700	
"	1100に①	"	0.20		0.20	鹿ネット設置後	"	"	300	
"	1100に②	"	4.26	0.54	3.72	"	"	"	5,600	
"	1100に③	"	5.38	0.49	4.89	"	"	"	7,400	
"	207ほ	"	0.48	0.04	0.44	"	"	スギ (コンテナ苗)	900	
"	256い10	"	4.51	0.70	3.81	"	"	スギ苗木	7,300	
"	2079に1	長方形植	2.11	0.13	1.98	地拵完了後	"	"	3,600	
"	2079れ	"	1.59	0.09	1.50	"	"	"	2,700	
"	2079れ1	"	0.03		0.03	"	"	"	50	
"	2079つ	"	2.95	0.12	2.83	"	"	"	5,100	
"	2099り	"	2.57	0.08	2.49	鹿ネット設置後	"	"	4,150	
"	2110ほ	普通方形植	0.92	0.26	0.66	"	"	スギ (コンテナ中苗)	1,050	
"	2110ほ	"	0.62		0.62	"	"	スギ苗木	1,250	検定林
"	3020い1	"	2.80	0.47	2.33	"	"	スギ (コンテナ苗)	4,200	
"	4064た	"	4.06	0.50	3.56	"	"	"	6,500	
"	4064そ	"	5.25	0.40	4.85	"	"	"	8,800	
"	4038た	"	5.11	0.80	4.31	"	"	"	8,600	
"	3053む	"	2.40	0.20	2.20	"	"	"	4,400	
小 計			78.12	8.63	69.49				126,050	
改植	241れ	普通方形植	0.79	0.53	0.26	鹿ネット設置後	R9.3.12	スギ (コンテナ中苗)	420	
"	2109わ	"	2.48		2.48	地拵完了後	"	スギ (コンテナ苗)	4,000	
小 計			3.27	0.53	2.74				4,420	
補植	2090か	—	2.26	0.42	1.84	契約締結日の翌日	R9.3.12	スギ (コンテナ苗)	3,700	
"	2109い①	—	0.46		0.46	"	"	スギ (コンテナ中苗)	750	
"	2109い②	—	0.41		0.41	"	"	"	650	
"	2109り①	—	0.37		0.37	"	"	"	700	
"	2109り②	—	0.41		0.41	"	"	"	800	
"	2114い	—	0.20		0.20	"	"	"	400	
"	2110ち3	—	1.17		1.17	"	"	"	1,900	
"	3020わ	—	1.75		1.75	"	"	スギ (コンテナ苗)	3,150	
"	3028ぬ	—	0.51		0.51	"	"	"	1,100	
小 計			7.54	0.42	7.12				13,150	
合 計			88.93	9.58	79.35			苗木計	143,620	

- 【留意事項】 1. 作業種、林小班、作業区分毎に記入すること。
2. 使用材料については、品名、数量を記番毎に記入すること。
3. 各作業毎の作業方法は、作業区分の欄に記入すること。
4. 備考に「目隠造林」と記載のある林小班においては、特記仕様書による目隠造林を実施する。

作 業 内 訳 書(No.3)

作業種	林小班	作業区分 (下刈年次)	設置数量 (m)		契約数量 (m)	作業期間		使用材料		備考
						自	至	品名	数量(m)	
鹿ネット設置	16い①	設置	1,700		1,700	契約締結日の翌日	R9.3.12	鹿ネット一式	1,700	ダイニーマ50mm
"	16い②	"	1,700		1,700	"	"	"	1,700	"
"	42に	"	700		700	"	"	"	700	ダイニーマ100mm
"	42に1	"	550		550	"	"	"	550	"
"	42と	"	450		450	"	"	"	450	"
"	1100に①	"	450		450	"	"	"	450	"
"	1100に②	"	1,050		1,050	"	"	"	1,050	"
"	1100に③	"	1,300		1,300	"	"	"	1,300	"
"	207ほ	"	400		400	"	"	"	400	ダイニーマ50mm
"	241れ	"	300		300	"	"	"	300	"
"	256い10	"	1,200		1,200	"	"	"	1,200	ダイニーマ100mm
"	2099り①	"	750		750	"	"	"	750	ダイニーマ50mm
"	2099り②	"	300		300	"	"	"	300	"
"	2099り③	"	350		350	"	"	"	350	"
"	2110ほ	"	700		700	"	"	"	700	"
"	3020い1	"	1,600		1,600	"	"	"	1,600	ダイニーマ100mm
"	4064た	"	1,500		1,500	"	"	"	1,500	"
"	4064そ	"	1,300		1,300	"	"	"	1,300	"
"	4038た	"	2000		2,000	"	"	"	2,000	"
"	3053む	"	1400		1,400	"	"	"	1,400	"
合 計		ネット延長	19,700		19,700			鹿ネット一式	19,700	

- 【留意事項】 1. 作業種、林小班、作業区分毎に記入すること。
2. 使用材料については、品名、数量を記番毎に記入すること。
3. 各作業毎の作業方法は、作業区分の欄に記入すること。
4. 備考に「目隠造林」と記載のある林小班においては、特記仕様書による目隠造林を実施する。

(別紙)

特約事項内訳書(No.1)

記入 番号	林小班	作業種	作業区分 (植栽方法)	契 約 面 積 (ha)	使 用 材 料 等			苗木購入先
					品名	品質規格	数量(本)	
	16い①	植付	普通方形植	4.66	スギ苗木 (2号)	苗長40~70cm 根元径7.0mm上 ※花粉の少ない苗木	8,400	宮崎県
	16い②			4.20			8,100	
	29け①			1.14			2,150	
	29け②			1.23			2,300	
	34お5			1.49			3,100	
	34お6			1.61			3,150	
	42に			1.47			2,600	
	42に1			1.02			1,800	
	42と			0.91			1,600	
	76い1			4.62			8,500	
	86よ			0.91			1,950	
	105た			3.78			6,800	
	107へ			2.03			3,700	
	1100に①			0.20			300	
	1100に②			3.72			5,600	
	1100に③			4.89			7,400	
	256い10			3.81			7,300	
	2079に1		長方形植	1.98			3,600	
	2079れ			1.50			2,700	
	2079れ1			0.03			50	
	2079つ			2.83			5,100	
	2099り			2.49			4,150	
	2110ほ			0.66			1,050	
	2110ほ			0.62			1,250	
	4064た		普通方形植	3.56			6,500	削除
	4038た			4.31			8,600	
	2090か	補植	—	1.84			3,700	福岡県
	小 計			60.89			110,200	
	241れ	改植	普通方形植	0.26	スギ (コンテナ中 苗)	苗長70~100cm 根元径7.0mm上	420	福岡県
	2109い①	補植	—	0.46			750	
	2109い②			0.41			650	
	2109り①			0.37			700	
	2109り②			0.41			800	
	2114い			0.20			400	
	2110ち3			1.17			1,900	
	小 計			3.28			5,620	
	207ほ	植付	普通方形植	0.44	スギ (コンテナ苗)	苗長35~70cm 根元径5.0mm上	900	宮崎県
	3020い1			2.33			4,200	
	4064そ			4.85			8,800	
	3053む			2.20			4,400	
	2109わ	改植		2.48			4,000	福岡県
	3020わ	補植	—	1.75			3,150	
	3028ぬ			0.51			1,100	
	小 計			14.56			26,550	
	合 計			78.73			142,370	

(別紙)

特約事項内訳書(No.2)

記入 番号	林小班	作業種	作業区分	契 約 面 積 (m)	使 用 材 料 等			備考
					品名	品質規格	数量(m)	
	16い①	鹿ネット 設 置	設 置	1,700	鹿ネット一 式	強力繊維入り獣害防止ネット(スカート 式) ・編目:50mm ・ネット仕様:引っ張り強度(縦目方向) 800N以上を有する強力繊維入り下部 H1.0m以上仕様タイプネットであること。 (公的機関の引っ張り強度試験結果を証 明できるもの。) なお、全面ポリエチレンのみネットは不 可。 ・ネット標準展開サイズ:H1.8×50m ・スカートネットサイズ:H0.6以上×50m ・付属資材:支柱規格FRP製φ33～ 35mm×2.4m、4m間隔設置部材とし、付 属部品についても、ネットの購入メーカー 適合規格品であること。	1,700	
	16い②			1,700			1,700	
	207ほ			400			400	
	241れ			300			300	
	2099り①			750			750	
	2099り②			350			350	
	2099り③			300			300	
	2110ほ			700			700	
	小 計			6,200			6,200	
	42に	鹿ネット 設 置	設 置	700	鹿ネット一 式	強力繊維入り獣害防止ネット(スカート 式) ・編目:100mm ・ネット仕様:引っ張り強度(縦目方向) 1,200N以上を有する強力繊維入り下部 H1.0m以上仕様タイプネットであること。 (公的機関の引っ張り強度試験結果を証 明できるもの。) なお、全面ポリエチレンのみネットは不 可。 ・ネット標準展開サイズ:H1.8×50m ・スカートネットサイズ:H0.6以上×50m ・付属資材:支柱規格FRP製φ33～ 35mm×2.4m、4m間隔設置部材とし、付 属部品についても、ネットの購入メーカー 適合規格品であること。	700	
	42に1			550			550	
	42と			450			450	
	1100に①			450			450	
	1100に②			1,050			1,050	
	1100に③			1,300			1,300	
	256い10			1,200			1,200	
	3020い1			1,600			1,600	
	4064た			1,500			1,500	
	4064そ			1,300			1,300	
	4038た			2,000			2,000	
	3053む			1,400			1,400	
	小 計			13,500			13,500	
	合 計			19,700			19,700	

(別紙)

支給材料内訳書

引渡予定場所: 巢之浦国有林2110ほ林小班 引渡予定年月日: 令和8年11月1日～令和9年3月12日

記入 番号	林小班	作業種	作業区分	契 約 面 積 等	使 用 材 料 等		単位(本)	備考
					品名	品質規格	数量	
	2110ほ	植付	普通方形植	0.62	スギ苗木 (2号)	苗長40～70cm 根元径7.0mm上	1,250	検定林
	計			0.62			1,250	

(別紙)

特約事項（造林事業）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下「ASF」という）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

A S Fは、A S Fウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、請負者は下記の内容について遵守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報し、当該森林管理署へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

A S F対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、都道府県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、事業を一時中止する可能性があること。

なお、一時中止となった場合は、国有林野事業造林事業請負契約約款第 20 条により対応する。

特記仕様書等

安全確保に資する衛星携帯電話の利用について

1. 本事業は、安全確保に資する衛星携帯電話の利用に当たって共通仮設費等へ計上することができる。
2. 請負者は、あらかじめ事業現場の通話状況を確認した上で、利用する衛星携帯電話を準備しなければならない。
3. 請負者は、事業計画書提出後に準備した衛星携帯電話で試験通話を行い、事業現場において現場代理人が所有している携帯電話が通話不可及び衛星携帯電話が正常に通話できるか監督職員の確認を受けなければならない。請負者は、監督職員が通話に支障ありと判断した場合は、発注者と請負者で協議し、衛星携帯電話の変更又は利用を中止するものとする。
4. 請負者は、衛星携帯電話の利用に当たって、次の事項を事業計画書に記載し、監督職員の確認を受けるものとする。なお、事業計画書提出時に利用予定がない場合においても、後日利用を希望する際は、同様に取り扱うものとする。
 - ①衛星携帯電話事業者名
 - ②衛星携帯電話サービス名
 - ③衛星携帯電話及びこれに関連する機器類（以下「使用端末等」という。）
 - ④利用料金
 - ⑤利用期間（〇月〇日～〇月〇日まで）
 - ⑥本事業以外の事業への供用の有無
他事業名（署名・物件名）
5. 対象とする経費は、1台分のリース代金を原則とする。ただし、リース不可の場合は、衛星携帯電話の購入代金を基に損料を算出し、発注者と請負者で協議するものとする。
6. 請負者は、事業着手日から事業終了日における衛星携帯電話に関する費用の支払証明書等を提出するものとする。なお、事業終了日については、事業終了の見込み日を協議し、別途定めたみなし日とすることも可能とする。
7. 対象経費の計上に伴う請負金額の変更は、最終変更契約において行うものとする。
8. 衛星携帯電話を、本事業以外の事業地で共用することは妨げない。ただし、同一期間に係るリース料金等を本事業以外の請負契約の経費として計上することはできないものとする。また、事業途中で本事業以外でも当試行による衛星携帯電話を供用することとなった場合には監督職員に申し出ること。

特記仕様書

中東情勢の変化等による資材の流通状況を踏まえた対応について

1. ナフサを由来とする資材（以下、「調達検討資材」）の調達において、昨今の中東情勢の変化に伴う供給の偏りや流通の目詰まりにより入手の遅延や別途調達に経費が必要となる等の事象が確認された場合は、発注者と協議するものとする。
2. 調達検討資材は下表を想定している。これにより難しい場合は、発注者と協議するものとする。

表－1 調達検討資材

資材名	規格	設計数量	単価適用年月
獣害防止ネット一式 （強力繊維入り獣害防止 ネット（スカート式））	・ ネット編目：50 mm ・ ネット仕様：引っ張り強度（縦目方向）800N 以上を有する強力繊維入り下部 H1.0m 以上仕様タイプネットであること。（公的機関の引っ張り強度試験結果を証明できるもの。） ・ ネット標準展開サイズ：H1.8×50m ・ スカートネットサイズ：H0.6 以上×50m	6,200m	令和 8 年 6 月
〃	・ ネット編目：100 mm ・ ネット仕様：引っ張り強度（縦目方向）800N 以上を有する強力繊維入り下部 H1.0m 以上仕様タイプネットであること。（公的機関の引っ張り強度試験結果を証明できるもの。） ・ ネット標準展開サイズ：H1.8×50m ・ スカートネットサイズ：H0.6 以上×50m	13,500m	〃

3. 受注者は、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）を発注者に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

地拵作業仕様書

1. 作業方法等

作業区域内の雑草木は、保残を標示または指示されたものを除き、可能な限り地際から刈払うこと。

（１）枝条存置地拵

末木枝条等は、局部的に集積することなく全面にばらまき、できるだけ地表面に密着するよう存置すること。

（２）枝条筋置地拵

末木枝条等は、指定された方向に筋状に１ｍ以下の高さに棚積みすること。
この場合、適宜杭を打ち、風雪等により崩れないよう処置すること。
植巾及び末木枝条等の置巾は、監督職員の指示によること。

（３）坪地拵

植穴位置を中心として、概ね半径５０ｃｍの雑草木を刈払い末木枝条を整理すること。
苗間及び列間については、監督職員の指示によること。

（４）組合せ地拵

同一区域内で、複数の地拵方法を組合せる場合の作業要領は、上記（１）～（３）に準ずること。

（５）機械地拵

一貫作業システムにおいて機械地拵を行う場合の作業要領は、上記（２）に準ずること。

2. 溪床の末木枝条処理

末木枝条処理がある場合は、流出のおそれのない溪流敷外に除去すること。
なお、焼却を指示した場合の火入れ手続き、作業方法等については、監督職員の指示に従うこと。

3. 立木の巻枯し

立木の巻枯しの必要な場合は、監督職員の指示により実施すること。

4. その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

植付及び補植作業仕様書

1. 苗木の購入及び検収

- (1) 請負者は、発注者の指定する樹種及び規格の苗木を購入し、苗木の輸送日及び仮植地等について監督職員と協議し、仮植地又は監督職員が指定する場所において監督職員の検収を受けること。
- (2) 苗木の検収については、九州森林管理局が別途定める検収要領に基づき検収することとし、検査によって生じた本数不足分及び不合格苗木については、請負者の責任において優良な苗木を確保すること。

2. 苗木の管理

- (1) 検査を受けた苗木が衰弱しないよう、早急に仮植地に仮植し適切に管理すること。
- (2) 仮植地は監督職員と協議し、できるだけ植付現場に近く、水害等の被害のおそれのない平坦地又は緩傾斜地で土壌が深く膨軟な所を選定すること。
- (3) 仮植地は、仮植の前日までに耕耘しておくこと。
- (4) 仮植は、列状に溝を掘り、苗木は束をほどいて1本並べとし、根が曲がらないように土を寄せて根元の両側をよく踏みしめておくこと。
仮植期間が短い場合でも、束のままで仮植しないこと。
- (5) 樹種、品種等により区分して仮植し、数量等を標示しておくこと。
- (6) 仮植中は苗木の衰弱、枯死を防止するため、こも、わら等で直射日光を遮断し必要に応じて灌水するなどの保護処置を行うこと。
また、仮植地周辺には排水溝を設けること。
- (7) 苗木が衰弱し、植付後の活着が危ぶまれる場合は、その処置について直ちに監督職員の指示を受けること。

3. 苗木の小運搬

- (1) 仮植地から植付現場まで運搬する苗木は、当日の植付予定本数にとどめ、植え残った苗木は現地に仮植しておくこと。
- (2) 運搬に当たっては、必ず、こも等で梱包し、苗木の乾燥を防止すること。

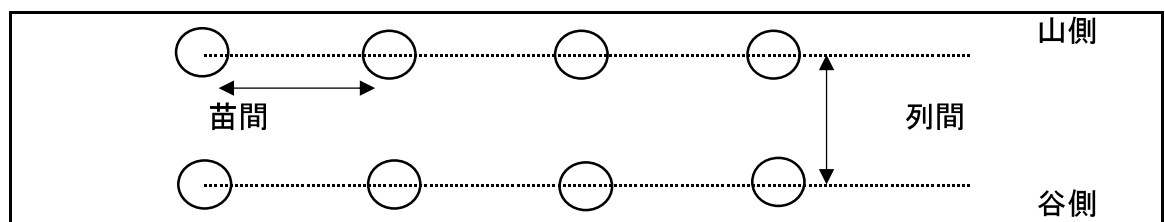
4. ha当たりの植付本数及び苗木の植付間隔

植付樹種	ha当たりの 植付本数	植付方法	苗木の植付間隔（目安） （水平距離）m		適用林小班等
			苗間	列間	
スギ苗木	1,818	長方形植	2.0	2.7	2079に1
〃	1,800	〃	2.0	2.7	2079れ
〃	1,667	〃	2.0	2.9	7029れ1
〃	1,802	〃	2.0	2.7	2079つ
〃	1,667	〃	2.0	2.9	2099り
〃	1,803	普通方形植	2.4	2.4	16い①
〃	1,929	〃	2.3	2.3	16い②
〃	1,886	〃	2.3	2.3	29け①
〃	1,870	〃	2.3	2.3	29け②
〃	2,081	〃	2.2	2.2	34お5
〃	1,957	〃	2.3	2.3	34お6
〃	1,769	〃	2.4	2.4	42に
〃	1,765	〃	2.4	2.4	42に1
〃	1,758	〃	2.4	2.4	42と

"	1,840	"	2.3	2.3	76い1
"	2,143	"	2.2	2.2	86よ
"	1,799	"	2.4	2.4	105た
"	1,823	"	2.3	2.3	107へ
"	1,500	"	2.6	2.6	1100に①
"	1,505	"	2.6	2.6	1100に②
"	1,513	"	2.6	2.6	1100に③
"	2,045	"	2.2	2.2	207ほ
"	1,916	"	2.3	2.3	256い10
"	1,591	"	2.5	2.5	2110ほ
"	2,016	"	2.2	2.2	2110ほ（検定林）
"	1826	"	2.3	2.3	4064た
"	1995	"	2.2	2.2	4038た
"	2011	"	2.2	2.2	2090か

削除

（平面図）



5. 植付要領

（1）普通植栽

- ア. 植付地点を中心に、50cm四方に落葉等の地被物を取除き、中心に植穴を掘る。
植穴は、直径30cm、深さ25cmを基準とし、傾斜地では山側を切り立てて深く掘ること。
- イ. 植穴の底に中高となるよう腐植質の土壌を盛り、その上に苗木の根を四方に広げて置き寄せておいた表層の土壌を植穴の8分程度入れ、苗木を引き上げるようにしながら根元を踏みしめ、更に土壌を加えて踏みしめること。
- ウ. 苗木の根元が周囲よりやや高めになるように土を寄せ、更に落葉等の地被物で根元を被覆しておくこと。

（2）耕耘植栽

- ア. 植付地点を中心に、80cm四方に落葉等の地被物を取除き、表層の土壌をはぎ取り片脇に寄せ、そのあとをよく耕耘し中心に植穴を掘る。
傾斜地では山側を切り立てて深く掘ること。
植穴は、直径40cm以上、深さ30cm以上とする。
- イ. 植穴の底に中高となるよう腐植質の土壌を盛り、その上に苗木の根を四方に広げて置き寄せておいた表層の土壌を植穴の8分程度入れて、苗木を引き上げるようにしながら根元を踏みしめ、更に下層の土壌を加えて踏みしめること。
- ウ. 苗木の根元が周囲よりやや高めになるように土を寄せ、更に落葉等の地被物で根元を被覆しておくこと。

6. 作業上の留意事項

- (1) 植付ける際は苗木袋等を使用し、特に苗木の根部が乾燥しないように注意すること。
- (2) 筋刈が容易になるよう、植栽列は等高線に沿うようにし、できるだけ孫列を作らないこと。
- (3) 植付地点が伐根あるいは岩石等で植付困難な場合は、適宜ずらして調整することとするが、その場合、できるだけ苗間方向で調整を行い、列間方向の調整は避けること。
- (4) 植穴の中の木の根、石礫等は取り除くこと。
- (5) 落葉等の地被物が植穴に混入しないように注意すること。
- (6) 植付後は必ず見回り、不良苗木又は植付不良のものは手直しを行うこと。
- (7) 植付ける苗木は、記番別に受払関係を時系列に記録し使用状況を明らかにしておくこと。

7. 樹種界及び植付除外地の標示

同一記番に複数樹種の植付区域や、あるいは植付除外地がある場合は現地に標示し、不明な場合は監督職員の指示を受けること。

8. 補植作業の留意事項

補植に伴う植付位置等は監督職員の指示に従うこと。

9. 施肥

植付と同時に施肥を行う場合は、植穴に8分程度土を入れたとき、苗木の根元から約15cm離して肥料を施し覆土する。

施肥方法は、現地の傾斜により環状施肥又は半月状施肥とし、施肥器を使用する場合は、点状施肥とする。

施肥量、その他詳細については、監督職員の指示に従うこと。

10. 不良苗木の取扱

作業の実施過程において、選別した不良苗木が発生した時は、生じた不良苗木本数を監督職員に報告し、不良苗木分を請負者の負担により確保すること。

11. 獣害防止ネットを設置する場合

- (1) 設置するネット（ポール等の付随品も含む）は、発注者の指定する規格のものを購入し、設置の前に監督職員の検査を受け、記番別に受払関係を時系列に記録し使用状況を明らかにすること。発注者、又は監督職員から提示を求められときは異議なく応諾し、検印を受けること。
- (2) 獣害防止ネット設置にあたっては、獣害防止ネット取扱説明書に従い確実に設置すること。

12. その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

コンテナ苗木植付作業仕様書

1. 苗木の購入及び検収
- (1)

請負者は、発注者の指定する樹種及び規格の苗木を購入し、苗木の輸送日及び仮植地等について監督職員と協議し、仮植地又は監督職員が指定する場所において監督職員の検収を受けること。
- (2)

苗木の検収については、九州森林管理局が別途定める検収要領に基づき検収することとし、検査によって生じた本数不足分及び不合格苗木については、請負者の責任において優良な苗木を確保すること。
2. 苗木の管理
- (1)

検査を受けた苗木は植付場所に近い日陰で、水害等の被害の恐れのない所に保管すること。
- (2)

苗木は保管場所に立てて寄せ並べ、必要に応じ、こも、シート等で直射日光を遮断し灌水するなど、苗木の乾燥防止について十分な措置を講ずること。

3. ha当たりの植付本数及び苗木の植付間隔

植付樹種	ha当たりの植付本数	植付方法	苗木の植付間隔 (水平距離) m		適用林小班等
			苗間	列間	
スギ（コンテナ中苗）	1615	普通方形植	2.5	2.5	241れ
〃	—	—	—	—	2109い①
〃	—	—	—	—	2109い②
〃	—	—	—	—	2109り①
〃	—	—	—	—	2109り②
〃	—	—	—	—	2114い
〃	—	—	—	—	2110ち3
スギ（コンテナ）	1591	〃	2.5	2.5	2110ほ
スギ（コンテナ）	2045	〃	2.2	2.2	207ほ
〃	1803	〃	2.4	2.4	3020い1
〃	1826	〃	2.2	2.2	4064た
〃	1814	〃	2.3	2.3	4064そ
〃	1995	〃	2.2	2.2	4038た
〃	2000	〃	2.2	2.2	3053む
〃	1613	〃	2.5	2.5	2109わ
〃	2011	〃	2.2	2.2	2090か
〃	—	—	—	—	3020わ
〃	—	—	—	—	3028ぬ

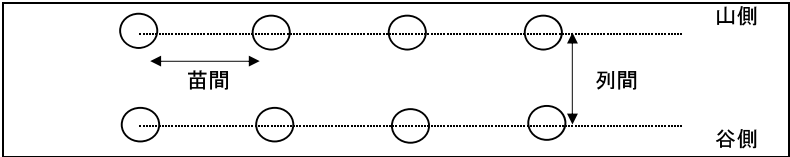
削除

削除

削除

削除

（平面図）



4. 植付要領
- (1)

植付地点を中心に径7cm、深さ18cm程度の植穴を掘る。
- (2)

苗木の植付けは、根鉢を植穴の底に密着させ、根元部が地表面よりやや低くなるよう垂直に植え付ける。
- (3)

側方は、根鉢と植穴との間に空隙がないように土を入れる。
- (4)

地表部は根鉢が乾燥しないよう土を被せ、倒伏を防止するため、根元を足で踏みしめ、落葉等で被覆する。
5. 作業上の留意事項
- (1)

苗木を深植することは生育不良の原因となるので、充分注意すること。
- (2)

苗木の運搬及び植付の際は、苗木が乾燥又は損傷しないよう充分注意すること。
- (3)

筋刈が容易になるよう、植栽列は等高線に沿うようにし、できるだけ孫列を作らないこと。
- (4)

植付地点が伐根あるいは岩石等で植栽困難な場合は、適宜ずらして調整することとするが、その場合、できるだけ苗間方向で調整を行い、列間方向の調整は避けること。
6. 不良苗木の取扱
- 作業の実施過程において、選別した不良苗木が発生した時は、生じた不良苗木本数を監督職員に報告し、不良苗木分を請負者の負担により確保すること。
7. その他
- その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

獣害防止ネット設置仕様書

1. 獣害防止ネットの購入及び検収

- （１）請負者は、発注者の指定する品質規格の獣害防止ネットを購入し、獣害防止ネットの輸送日及び保管場所等について監督職員と協議し、獣害防止ネット保管場所又は監督職員が指定する場所において監督職員の検収を受けること。
- （２）獣害防止ネットの検収については、契約図書（特約事項）の定める品質規格同等品及びその規格品以上とし、発注者の指定する獣害防止ネット品質規格に基づき検収することとする。また、検査によって生じた不合格獣害防止ネットについては、請負者の責任において優良な獣害防止ネットを確保すること。

2. 獣害防止ネット設置要領

- （１）ネット設置線については伐開等をして枝条等を取り除き整理すること。
- （２）支柱は地形・地質を考慮し4m間隔を基本に打ち込み固定すること。
- （３）急傾斜地に於ける支柱の打ち込みは傾斜面に向かって垂直に打ち込むこと。
- （４）ロープはネットの上段に「張りロープ」を、下段に「押さえロープ」を使用すること。
- （５）支柱とネットが接する部分は3箇所以上を基本に固定し、たるみを防ぐこと。
- （６）各支柱間のネットの下部（裾部分の端）には2箇所以上を基本に杭で固定し、シカ等の侵入を防ぐこと。
- （７）支柱の補強については、支柱2本当たり1箇所を基本にアンカーをとり、ロープ等で支柱を補強すること。また、コーナーの支柱は必ず補強すること。
- （８）出入り口を監督職員の指示により設置すること。
- （９）上記以外については、獣害防止ネット購入メーカーの製品取扱説明書及び設置施工図を参照し設置すること。

3. その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。